

2023年10月制度スタート!

インボイスの情報提供 きっかけトーク

税理士法人 SBL 代表社員 / 税理士
行政書士 / CFP®

八木 正宣

2023年10月から開始予定のインボイス制度。本連載ではお客様への情報提供の際に押さえておくべきポイントをきっかけトークとともに解説します。

第4回

インボイス制度に対応
しないとどんな影響が
あるかご存知ですか?



イ

ンボイスを発行するためには、適格請求書発行者の登録が必要です。もしその登録を怠っていた場合には、登録番号が記載された「インボイス」を発行することができません。今回はインボイスが発行できない場合に、どのような影響が出てくるのかについて解説します。

登録をしないと取引を失う可能性もある

適格請求書発行者の登録を受けるかどうかは事業者が選択することになっています。課税売上高が1000万円以下の免税事業者が発行事業者の登録を受ける場合には、消費税の納

税義務者となり、今まで納めてこなかった消費税を納めなければなりません。

かといって、発行事業者にならなければインボイスを交付することができないため、取引の相手方である買い手事業者は仕入税額控除を行うことができなくなってしまう。

図表は、買い手事業者が負担する消費税（一般課税制度の場合）について、適格請求書発行者から仕入れた場合と、そうでない場合とを比較したものです。買い手事業者にとって、仕入税額控除ができないとなると納付する消費税が増額し大きなコストアップとなります。同じ商品・サービスであれば適格

請求書発行者から購入したほうがコストを抑えることができるため、インボイス制度開始後は仕入業者の選別が進められると想定されます。

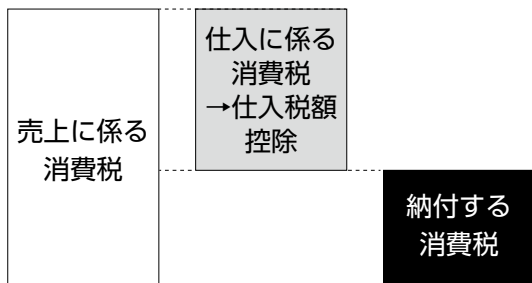
事業者は、国税庁の「適格請求書発行者公表サイト」で取引相手が適格請求書発行者かどうかを確認することができます（詳細は第3回で解説）。売り手事業者が適格請求書発行者の登録を怠っていた場合には、買い手事業者との取引自体がなくなってしまう可能性があるため、十分に留意しましょう。

取引条件を見直す際には 強引な値引き交渉に注意

インボイスを発行できない免税事業者等から仕入を行う課税事業者には、仕入税額控除ができないことに対する対応として、①取引を継続し仕入消費税額を自社で負担する、②取引を停止しインボイスが交付できる

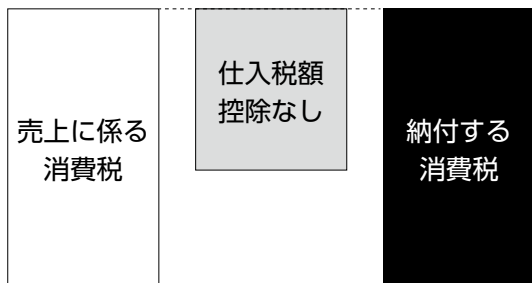
図表 買い手事業者が負担する消費税
(一般課税制度の場合)

①売り手が適格請求書発行事業者の場合



他の仕入先と取引する、③取引条件の見直しを行う、という3つの選択肢があります。ただし、③取引条件の見直しを行う際には、独占禁止法で規制されている「優越的地位の濫用」や下請法上の「下請代金の減額の禁止」「買いたたきの禁止」に違反するリスクがあります。強引な値引き交渉は、下請法違反に該当してしまいう可能性もあるので、注意しなければなりません。

②売り手が適格請求書発行事業者でない場合



△取引条件見直しの違反事例▽
●取引完了後に免税事業者であることが請求段階で判明したため、請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の一部または全額を支払わなければならない場合
●下請事業者が免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部または全額を支払わない場合
●経過措置（免税事業者からの課税仕入については、インボイ

ス制度導入後3年間は8割、その後の3年間は5割の仕入税額控除ができる）にもかかわらず、取引先の免税事業者に対しインボイス制度導入後も引き続き免税事業者を選択する場合、消費税相当額を取引価格から引き下げる旨を文書等で一方的に通告を行った場合
下請法違反となった場合、公正取引委員会から違反行為をやるめるよう勧告を受け、企業名や違反事実などが公表されます。また最高50万円の罰金が課せられる場合もあります。
また、独占禁止法に違反した場合には、公正取引委員会による「排除措置命令」や「課徴金納付命令」を受ける可能性があります。違反行為が反復して行われ排除措置に従わないなどの場合には、刑事告発されることもあるため十分な注意が必要です。
金融機関担当者として、取引先企業がこのような違反行為を

取引先に伝えたいポイント



- 買い手事業者は、仕入税額控除ができるインボイス発行事業者からの仕入を志向すると思われるため、インボイス制度に対応しないと取引を失う可能性がある
- インボイス制度を適用しない事業者に対して、買い手事業者が一方的に取引価格を引き下げるようなことは、独占禁止法や下請法などに抵触する可能性がある

行わないように注意喚起をするとともに、反対に取引先企業から買い手事業者から強引に取引条件を押し付けられたのならば、公正取引委員会に設けられた「インボイス制度に関する相談窓口」に問い合わせることをお勧めしましょう。

BB